

花とみどりの三重づくり条例案（仮称）
素案（正副委員長案）

逐条解説素案（正副委員長案）

目 次

前文	2
第 1 総則	4
1 目的	4
2 定義	5
第 2 基本理念	7
1 多様な主体の連携協力	7
2 県民及び事業者の意識の高揚等	8
3 花とみどりの効用等の有効活用	9
第 3 県の責務等	10
1 県の責務	10
2 県民及び事業者の役割	11
3 県と市町との協働	12
第 4 基本的施策	13
1 県有施設等における花とみどりの活用	13
2 街路樹等の機能の発揮	14
3 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進	15
4 花とみどりの文化の振興	16
5 花とみどりの教育等の推進	17
6 花とみどりの名所づくりの推進	18
7 人材育成等	19
8 調査研究の推進等	20
9 県民等の理解の増進等	21
10 顕彰	22
第 5 基本計画	23
第 6 三重県花とみどりの活用推進検討会議	25
1 設置及び所掌事務	25
2 組織等	27
第 7 施策の推進	29
1 体制の整備等	29
2 三重県花の日及び三重県街路樹の日	30
3 財政上の措置	31
第 8 附則	32

前文

花壇の花、街路樹等の花とみどりには、人を癒やす効用、良好な景観の形成に資する効用等がある。そのため、古来より街道に松、桜等の並木が整備されたり、生花が親しまれたりするなど、それぞれの地域に根ざす花とみどりを活用したまちづくりが行われるとともに、文化も創出され、また伝承されてきた。

現代においても、花とみどりは多岐にわたり活用されており、例えば、福祉の現場での花とみどりの活用、観光客が親しみを覚えるきっかけとしての花とみどりの活用といったように様々な場面において花とみどりを活用することが注目されている。

また、花とみどりの活用が多様な主体の連携協力の下で行われることは、地域社会の絆の形成、維持及び強化に資することも期待されている。

しかし、現代の三重県においては、花とみどりが十分に活用されているとは言い難い。管理の効率化といった行政上の理由により、無造作に^{せん}剪定され、又は伐採される街路樹が散見されるとともに、生活環境の変化等により、花を飾る習慣も失われつつある。

このような中、我々は、花とみどりの活用の推進の意義を改めて認識し、多様な主体の連携協力の下、県有施設等における花とみどりの活用、街路樹等の機能の発揮、花とみどりの文化の振興等に積極的に取り組むことで、県民生活における花とみどりの活用を推進しなければならない。

ここに、我々は、県を挙げて花とみどりの活用の推進を図ることで、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重を実現することを決意し、この条例を制定する。

趣旨

前文では、条例制定の背景や趣旨を明らかにしている。

第1段落では、花とみどりには様々な効用等があること、また、その効用等を活用したまちづくり並びに文化の創出及び継承が行われてきたことについて述べている。

第2段落では、第1段落で述べたもののほか、現代において、その効用等を期待して花とみどりの活用が進められている場面について述べている。

第3段落では、花とみどりの活用が多様な主体の連携協力の下で行われることは、地域社会の絆の形成等に資することが期待されていることについて述べている。

第4段落では、花とみどりには第1段落から第3段落までに述べた様々な効用等が期待できるにもかかわらず、現代の三重県では、花とみどりが十分に活用されているとは言い難い状況であることについて述べている。

第5段落では、これまでの段落で述べた状況を受けて、我々県民の花とみどりの活用の推進の意義及びその推進に関する心構えを明らかにしている。

第6段落では、これまでの内容を踏まえ、「花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重を実現すること」を目指すこの条例制定に向けた決意を述べている。

解説

1 「人を癒やす効用」

花とみどりには、一般的にストレスを軽減させる効用があるとの研究結果がある。さらに、ストレスが軽減されると免疫機能が改善するとされている。これらのことから、花とみどりの活用を推進することにより、県民のストレス軽減や免疫機能改善が期待されている。

2 「花を飾る習慣も失われつつある」

核家族化の進展や新型コロナウイルス感染症の影響等により、冠婚葬祭といった花を飾る行事が減少していることのほか、若い世代における切り花の購入金額が50代以上の世代に比べて大幅に少ないこと等が指摘されている。

第1 総則

1 目的

この条例は、花とみどりの活用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、花とみどりの活用の推進に関する基本的施策等を定めることにより、多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

趣旨

本条は、本条例の目的を定めたものである。

本条例は、花とみどりの活用の推進に関し、

- ① 基本理念を定め（、及び）
 - ② 県の責務等を明らかにする（とともに、）
 - ③ 花とみどりの活用の推進に関する基本的施策等を定める（ことにより、）
- 多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的としている。

解説

1 「基本理念を定め」

「第2 基本理念」の規定を指す。

2 「県の責務等を明らかにする」

「第3 県の責務等」の規定を指す。

3 「花とみどりの活用の推進に関する基本的施策等を定める」

「第4 基本的施策」から「第7 施策の推進」までの規定を指す。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 花とみどり 観賞の用に供される植物及び街路樹等をいう。
- 二 街路樹等 街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物をいう。

趣旨

本条は、本条例における重要な用語について定義を定めたものである。

なお、本条例における重要な用語でありつつも、定義を定めていない用語として「花とみどりの活用（の推進）」があるが、花とみどりの活用については、

- ① 活用の場面が多岐にわたり、その場面を限定することは、本条例の趣旨に反すること。
- ② 活用の場面に応じて、その活用の仕方も多岐にわたり、活用の仕方を限定することもまた本条例の趣旨に反すること。

から、特に定義を定める（意味を限定する）ことをしていないが、本条例において特に重視する活用の場面及び活用の仕方については、基本的施策等において示すこととしている。

解説

1 「花とみどり」

次の①又は②のいずれかに該当するものとして定義している。

- ① 観賞の用に供される植物
- ② 街路樹等（街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物）

なお、①及び②は、必ずしも相反するものではなく、例えば、沿道に咲く桜の木のように、①及び②のいずれにも該当するものも想定される。

2 「観賞の用に供される植物」

花きの振興に関する法律（平成 26 年法律第 102 号）（以下「花き振興法」という。）第 2 条第 1 項において、「花き」の定義として用いられている表現であり、本条例においても同様に解釈すべきものとして定義している。

具体的には、切り花（キク、バラ等）、鉢もの（シクラメン、観葉植物等）、花木類（ツツジ等）、球根類（チューリップ等）、花壇用苗もの（パンジー等）、芝類、地被植物類（ササ等）が挙げられるが、これらに限定されず、観賞の

用に供される植物であれば、広く該当するものと解する。

3 「その他の道路又は沿道の土地にある植物」

街路樹のような樹木に限定されず、花や草も該当するものと解する。

4 「土地にある植物」

必ずしも植物が地面（土地）に植えられている必要はなく、例えば、沿道の土地にある壁に飾られた植物等も該当するものと解する。

第2 基本理念

1 多様な主体の連携協力

花とみどりの活用の推進に当たっては、県、国、市町、県民及び事業者の多様な主体が相互に連携し、及び協力して効果的に行われるよう努めなければならない。

趣旨

本条は、花とみどりの活用の推進に当たっての基本理念として、多様な主体の連携協力を定めたものである。

花とみどりの活用の推進を効果的に行うためには、国、市町、県民及び事業者の多様な主体が相互に連携し、及び協力することが重要であるため、基本理念として規定したものである。

2 県民及び事業者の意識の高揚等

花とみどりの活用の推進に当たっては、県民及び事業者の意識の高揚を図りつつ、自発的な活動が促進されるよう努めなければならない。

趣旨

本条は、花とみどりの活用の推進に当たっての基本理念として、県民及び事業者の意識の高揚等を定めたものである。

花とみどりの活用の推進に当たっては、県民及び事業者に強制して行うものではなく、県民及び事業者の意識の高揚を図りつつ、自発的な活動を促進していくことが必要であるため、基本理念として規定したものである。

3 花とみどりの効用等の有効活用

花とみどりの活用の推進に当たっては、花とみどりの人を癒やす効用、良好な景観の形成の機能等を生かして行われるよう努めなければならない。

趣旨

本条は、花とみどりの活用の推進に当たっての基本理念として、花とみどりの効用等の有効活用を定めたものである。

花とみどりの活用の推進に当たっては、単に花とみどりを活用するのではなく、花とみどりの人を癒やす効用、良好な景観の形成の機能等を理解して行うことが効果的であるため、基本理念として規定したものである。

解説

1 「人を癒やす効用、良好な景観の形成の機能等を生かして」

例えば、花とみどりが良好な状態で植栽、装飾又は管理されている状態を維持すること等が考えられる。

第3 県の責務等

1 県の責務

- (1) 県は、「第2 基本理念」(以下「第3 県の責務等」において単に「基本理念」という。)にのっとり、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- (2) 県は、(1)の施策の策定及び実施に当たっては、県民及び事業者との協働に努めるとともに、国との緊密な連携を図るものとする。

趣旨

本条は、花とみどりの活用の推進に当たっての県の責務を定めたものである。

県の責務として、

- ① 花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な策定及び実施
- ② 関係主体との協働及び連携

を規定している。

解説

1 「県民及び事業者との協働に努めるとともに、国との緊密な連携を図る」

三重の木づかい条例(令和3年三重県条例第25号)において、行政以外の関係主体に対しては「協働に努める」とし、行政主体である国に対しては「緊密な連携を図る」と規定されていることを踏まえ、本条においても同様の表現としているが、いずれも、相互の連携協力に努める規定であり、「協働に努める」及び「緊密な連携を図る」の間に大きな違いはないと考えられる。

なお、市町については、県の協働対象としての重要性に鑑み、別途「県と市町との協働」について規定を置いていることから、本規定には、含めていない。

2 県民及び事業者の役割

県民及び事業者は、基本理念にのっとり、花とみどりの活用の意義について理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて花とみどりの活用に積極的に努めるとともに、県が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

趣旨

本条は、花とみどりの活用の推進に当たっての県民及び事業者の役割を定めたものである。

県民及び事業者が花とみどりの活用の推進の主体となることが、花とみどりがあふれる三重を実現する上で期待されるところであり、その役割について規定したものである。

県民及び事業者の役割として、

- ① 花とみどりの活用の意義について理解を深めること。
- ② 日常生活及び事業活動を通じた積極的な花とみどりの活用
- ③ 県の施策への協力

を挙げている。

なお、県民及び事業者の主体性を尊重するため、表現としては、「努めるものとする」としている。

解説

1 「事業者」

実際に花とみどりを活用し得る者として事業者を捉えているため、特定の事業に限定することではなく、医療や福祉に係る事業者、教育機関等を含め、あらゆる事業に係る事業者を、その対象としている。

2 「事業活動を通じて花とみどりの活用に積極的に努める」

花とみどりに直接関与しない事業者であっても、例えば、店舗を有する事業者であれば、店舗に花を飾るといった取組等が想定される。

3 県と市町との協働

- (1) 県は、市町が花とみどりの活用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に努めることを求めるものとする。
- (2) 県は、市町が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

趣旨

本条は、花とみどりの活用の推進に当たっての県と市町との協働を定めたものである。

花とみどりの活用の推進に当たっては、県民との距離が最も近い行政主体である市町が特に重要な役割を有していることに鑑み、県と市町との協働について「1 県の責務」とは別に、県が重視すべきものとして定めたものである。

解説

1 「市町が花とみどりの活用の推進に重要な役割を有していること」

市町は、住民に身近な基礎自治体として、まちづくり等において、花とみどりの活用の推進に大きな役割が期待されていることを表現したものである。

2 「その地域の特性に応じ」

市町によって、また、同一市町であっても、その地域によって、花とみどりの活用の推進の適切な在り方は異なることが想定されることから、県内一律の施策でもって花とみどりの活用を推進するのではなく、それぞれの地域の特性に応じて花とみどりの活用を推進することを求めるため、規定したものである。

3 「その他の必要な措置」

財政的支援、人的支援といった支援措置も含まれ得ると解されるが、実際にどのような支援が講じられるかについては、財政事情等も踏まえて、執行部において判断されることになる。

第4 基本的施策

1 県有施設等における花とみどりの活用

- (1) 県は、その設置し、及び管理する道路、庁舎その他の施設（以下「1 県有施設等における花とみどりの活用」において「施設」という。）において、その施設の特性に応じ、花とみどりを活用するものとする。
- (2) 県は、県以外の者が設置し、又は管理する施設において、その施設の特性に応じ、花とみどりが活用されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

趣旨

本条は、県有施設等における花とみどりの活用について定めたものである。

(1)では、県有施設について、その特性に応じて、花とみどりを活用することを定めている。

(2)では、県有施設以外の施設について、当該施設の特性に応じて、花とみどりが活用されるよう必要な施策を講ずるよう努めることを定めている。

なお、花き振興法第16条第1項において「(…) 地方公共団体は、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努める (…)」ものとされている。

解説

1 「その他の施設」

例えば、図書館、美術館等が想定される。

2 「県以外の者が設置し、又は管理する施設」

市町等の公共団体に限らず、県民又は事業者が設置し、又は管理する駅、商業施設等の施設も対象としている。

なお、県が設置し、指定管理者が管理する施設については、県以外の者が管理する施設であるため、本規定の対象となる。

2 街路樹等の機能の発揮

- (1) 県は、その管理する街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- (2) 県は、県以外の者が管理する街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

趣旨

本条は、街路樹等に関する取組について定めたものである。

なお、街路樹等を新たに植栽することについては、「第4 1 県有施設等における花とみどりの活用」で規定しており、本条は、既に植栽された街路樹等の維持管理等について規定したものである。

解説

1 「その他の機能」

例えば、環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能等が想定される。

2 「十分に」

「第2 基本理念 3 花とみどりの効用等の有効活用」において、街路樹等（花とみどり）の活用の推進に当たっては、街路樹等（花とみどり）の効用等を有効活用することが既に規定されているが、街路樹等については、よりその有する良好な景観の形成の機能等を発揮する必要があるため、強調の意味を込めて規定したものである。

3 「必要な施策」

例えば、街路樹の剪定又は伐採において、その街路樹がある土地の特性に応じて、街路樹が有する良好な景観の形成の機能が発揮されるよう方針を立てること等が想定される。

また、良好な景観を確保するための剪定の実施や交通安全や災害防止の観点から樹木の撤去・間引き・樹種の変更等の実施が想定される。

なお、いわゆる「雑草」を除草すること等についても、街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能を十分に発揮させるために必要な施策として想定される。

3 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進

県は、社会福祉施設その他花とみどりの人を癒やす効用が十分に発揮できる施設における花とみどりの活用を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

趣旨

本条は、いわゆる「園芸福祉」の推進を念頭に置いた規定であり、花とみどりに接することを通じて、社会福祉施設等の入所者等の生きがいつくり、健康の維持及び増進、仲間づくり等を目指すものである。

「1 県有施設等における花とみどりの活用」における「施設」に「社会福祉施設」等は含まれると解されるが、本条では、「社会福祉施設」等の有する性質に着目した上で、特に花とみどりの人を癒やす効用の発揮が期待されることから、「1 県有施設等における花とみどりの活用」とは別に規定したものである。

なお、花き振興法第16条第1項において、「(…) 地方公共団体は、(…) 社会福祉施設その他花きの人を癒やす効用が十分に発揮できる施設における花きの活用の促進に努めるものとする」とされている。

解説

1 「社会福祉施設」

老人、児童、心身障がい者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、又は更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的とした施設（参照：平成22年版 厚生労働白書）。

2 「その他花とみどりの人を癒やす効用が十分に発揮できる施設」

例えば、病院等が想定される。

4 花とみどりの文化の振興

県は、生花その他の花とみどりの文化の振興を図るため、日常生活における花とみどりの活用の促進、花とみどりに関する伝統の継承、花とみどりの新たな文化の創出等に対する支援、花とみどりに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

趣旨

本条は、生花その他の花とみどりの文化の振興を図るため、

- ① 日常生活における花とみどりの活用の促進
- ② 花とみどりに関する伝統の継承
- ③ 花とみどりの新たな文化の創出等に対する支援
- ④ 花とみどりに関する知識等の普及
- ⑤ その他必要な施策

を講ずるよう努めることを定めたものである。

なお、花き振興法第16条第3項において、「(…) 地方公共団体は、花きの文化の振興を図るため、日常生活における花きの活用の促進、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする」とされている。

解説

1 「日常生活における花とみどりの活用の促進」

例えば、記念日に花を贈る文化の醸成に向けたPR等が想定される。

2 「花とみどりに関する伝統の継承」

例えば、生花文化の継承に向けたPR等が想定される。

3 「花とみどりの新たな文化の創出等に対する支援」

新たな文化を例示することは困難ではあるが、例えば、本委員会においては、街路樹文化（街路樹に親しむ活動及びその活動の文化的所産）を県民に必ずしも普及していない新たな文化として議論した経緯がある。

4 「花とみどりに関する知識等の普及」

例えば、花の育成方法の研修会の開催等が想定される。

5 花とみどりの教育等の推進

県は、子どもに対する花とみどりを活用した教育及び保育が地域の住民等と連携協力するなどして効果的に実施されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

趣旨

本条は、子どもに対する花とみどりを活用した教育及び保育の推進に関する規定である。

解説

1 「教育」

学校教育に限定されず、地域の中で行われる教育及び家庭内で行われる教育も含まれる。

2 「地域の住民等と連携協力する」

例えば、学校の花壇作り等の花とみどりの活用において、世代交流を伴った地域活動を行うことに対し、支援を行うこと等が想定される。

3 「効果的に実施されるよう」

花とみどりの教育等を行おうとする者に対して、その教育等が効果的に実施されるよう県として助言その他の支援を行うことを想定しており、花とみどりの教育等を強制して行わせることまでを想定したものではない。

6 花とみどりの名所づくりの推進

- (1) 県は、花とみどりの名所づくりに努めるものとする。
- (2) 県は、花とみどりの名所づくりを行い、又は行おうとする県民、事業者及びこれらの者で構成される民間の団体に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

趣旨

本条は、花とみどりの名所づくりを推進するための規定である。

解説

1 「花とみどりの名所づくり」

例えば、実空間における花とみどりを活用した場の設置として、県民にとっての憩いの場又は観光客が訪れたいと思う場としての花壇、並木等の設置等が想定されるが、それ以外にも、例えば、花とみどりを活用した場の情報提供としての花壇又は並木の百選等の公開、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等において、県民等から名所と呼ぶにふさわしい場所を写真等で募る場を整備すること等も施策の一環として想定される。

2 「これらの者で構成される民間の団体」

県民又は事業者で構成される民間の団体を指し、例えば、地元のボランティア団体等が想定される。

7 人材育成等

- (1) 県は、花とみどりの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保に努めるものとする。
- (2) 県は、花とみどりの活用の推進に寄与する産業の支援に努めるものとする。

趣旨

本条は、花とみどりの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保並びに産業の支援に努めることを規定するものである。

解説

1 「花とみどりの活用の推進に寄与する人材」

例えば、地域の花壇整備に従事される者、街路樹の剪定等に専門的な知識を有する者（例：街路樹剪定士¹）等が想定される。

2 「花とみどりの活用の推進に寄与する産業」

例えば、花き生産者、花き市場関係者、造園建設業者が従事する産業等が想定される。

¹ 一般社団法人日本造園建設業協会が行う認定資格。樹木の生理・生態や街路樹に関する専門知識と、伝統的な職人芸とも言える技能を併せ持ったスペシャリスト。街路樹の美観を維持し、機能・効用を最大限に発揮させるために必要な能力を十分に備える。
参照：一般社団法人日本造園建設業協会 WEB サイト「美しい街路樹を守り育てる 「街路樹剪定士」」（一部加工）

8 調査研究の推進等

県は、花とみどりの活用の推進を科学的知見に基づき効果的に実施するために必要な調査及び研究（以下「8 調査研究の推進等」において「調査研究」という。）の推進、その成果の普及並びに調査研究を行う者への支援に努めるものとする。

趣旨

本条は、花とみどりの活用の推進を科学的知見に基づき効果的に実施するために

- ① 必要な調査研究の推進
- ② 調査研究の成果の普及
- ③ 調査研究を行う者への支援

を求めるものである。

調査研究を推進するに当たっては、県が直接調査研究を行うこと（①及び②）が理想ではあるが、本条例の施行でもって、県が直ちに調査研究を行うことは困難であると考えられることから、本条では、その対象を、必ずしも県が直接行うものに限定するのではなく、現に調査研究を行っている者又はこれから調査研究を行う者への支援（③）も含むものとしている。

解説

1 「科学的知見に基づき効果的に実施するために必要な調査及び研究」

例えば、どのような品種の花とみどりが、どのような状況で活用されることによって、花とみどりの人を癒やす効用が十分に発揮できることにつながるかに係る調査研究等が想定される。

2 「調査研究を行う者への支援」

例えば、財政的支援、人的支援といった支援が想定されるが、実際にどのような支援が講じられるかについては、財政事情等も踏まえて、執行部において判断されることになる。

9 県民等の理解の増進等

県は、花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運が醸成されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

趣旨

本条は、花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運が醸成されるよう必要な施策を講ずることを定めたものである。

解説

1 「必要な施策」

例えば、県民及び事業者に向けた花とみどりの活用の意義及びメリット等の広報活動、花とみどりの活用の優良事例の紹介、本条例の内容の周知等が想定される。

10 顕彰

県は、花とみどりの活用の推進に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

趣旨

本条は、基本的施策として、花とみどりの活用の推進に関する顕彰について定めたものである。

解説

1 「花とみどりの活用の推進に寄与した者」

例えば、花とみどりの活用に積極的に取り組む県民又は事業者、他の者の参考となる活動を行う県民又は事業者等が想定される。

2 「顕彰」

例えば、花とみどりの活用の推進に寄与した者に対する表彰制度の創設、花とみどりの活用の推進に関するコンクールの開催等が想定される。

第5 基本計画

- (1) 知事は、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、花とみどりの活用の推進についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 花とみどりの活用の推進に関する基本的な方針
 - 二 花とみどりの活用の推進に関する主要な目標
 - 三 「第4 基本的施策」に規定する施策その他の施策のうち、花とみどりの活用の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべきもの
 - 四 その他花とみどりの活用の推進に関し必要な事項
- (3) (2)二の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。
- (4) 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ「第6 1(1)の三重県花とみどりの活用推進検討会議」及び市町長の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- (5) 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (7) (4)から(6)までの規定は、基本計画の変更について準用する。
- (8) 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

趣旨

本条は、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「基本計画」の策定について定めたものである。

この基本計画を定めようとするときは、あらかじめ検討会議及び市町長に意見を聴くものとしているが、これは花とみどりの活用の推進に当たって、市町や事業者との連携協力が不可欠であることから、基本計画に市町や事業者の意見を反映させるために設けたものである（(4)関係）。

なお、この基本計画に類似するものとして、花き振興法第4条第1項に基づき策定された「三重県花き花木振興計画（以下「花き振興計画」という。）」があるが、施策の対象となる範囲が必ずしも一致するとは限らないため、花き振興計画とは別に基本計画を策定することも想定される。

解説

1 「定量的に定めるよう」

例えば、花とみどりを活用している県有施設の数等の数値で表すことができる目標を設定することが求められるが、どのような指標を目標として用いるかについては、そのときの花とみどりの活用の推進の状況に応じ検討されることになる。

2 「県民の意見を反映することができる（…）措置」

例えば、パブリックコメントの実施等が想定される。

第6 三重県花とみどりの活用推進検討会議

1 設置及び所掌事務

- (1) 花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、三重県花とみどりの活用推進検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。
- (2) 検討会議は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 基本計画に関する事項
 - 二 花とみどりの活用の推進に関する施策に関する事項
 - 三 一及び二に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (3) 検討会議は、(2)に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

趣旨

本条は、花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、三重県花とみどりの活用推進検討会議の設置及びその所掌事務について定めている。

検討会議を設置する趣旨は、県が花とみどりの活用を総合的かつ計画的に推進するためには、県以外の行政機関との連携協力の下、科学的知見に基づき、花とみどりの活用の推進に関する事業に従事する者の意見を聴きながら進めることが必要であるところにある。

解説

1 「知事の附属機関」

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関である。

2 「基本計画に関する事項」

「第5 基本計画」(4)において、知事が基本計画を定めようとするときは、検討会議に意見を聴くこととしている。

また、「第5 基本計画」(7)において準用する「第5 基本計画」(4)において、基本計画を変更しようとするときについても、検討会議に意見を聴くこととしている。

3 「花とみどりの活用の推進に関する施策に関する事項」

「第4 基本的施策」に規定される施策に限定されず、花とみどりの活用の推進に関する施策であれば、広く検討会議の調査審議の対象であると解される。

2 組織等

- (1) 検討会議は、委員●人以内で組織する。
- (2) (1)の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (3) 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、花とみどりの活用の推進に関する事業に従事する者その他の者のうちから知事が任命する。
- (4) 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 委員は、再任されることができる。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

趣旨

本条は、検討会議の組織等について定めたものである。

解説

1 「委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、花とみどりの活用の推進に関する事業に従事する者その他の者のうちから知事が任命する」

委員の候補については、

- ① 関係行政機関の職員
- ② 学識経験のある者
- ③ 花とみどりの活用の推進に関する事業に従事する者

を例示として挙げている。

その理由は、「1 設置及び所掌事務」に記述のとおり、県が花とみどりの活用を総合的かつ計画的に推進するためには、県以外の行政機関（①）との連携協力の下、科学的知見に基づき（②）、花とみどりの活用の推進に関する事業に従事する者（③）の意見を聴きながら進める必要があるためである。

条文上、①から③までの者は、いずれも委員の候補の例示に過ぎず、必ずしもそれぞれに該当する者を委員に任命しなければならないわけではないが、特に考慮すべき事情がない限りは、それぞれに該当する委員が一人はいることが望ましい。

2 「関係行政機関の職員」

例えば、国又は市町の花とみどりの活用の推進に関する業務を担当する職員等が想定される。

3 「学識経験のある者」

例えば、花とみどりの効用等又は造園学等の研究者等が想定される。

4 「花とみどりの活用の推進に関する事業に従事する者」

例えば、花き産業に従事する者、街路樹の剪定等に従事する者、花とみどりの文化の振興に従事する者等が想定される。

第7 施策の推進

1 体制の整備等

県は、「第3 県の責務等 1 県の責務及び3 県と市町との協働」を果たすため、必要な体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上に努めるものとする。

趣旨

本条は、花とみどりの活用の推進に係る体制の整備について定めたものである。

解説

1 「必要な体制の整備」

最終的には、執行部において判断されるものであるが、例えば、「花とみどりの活用の推進に関する事務を処理する専門監の設置」、「主にこの条例を所管する担当課（班）の設置」、「部局をまたいだ推進本部の設置」、「富山県において取り組まれている「(公財)花と緑の銀行」のような多様な主体が連携協力できる体制の整備」等が想定される。

2 「専門的な知識及び技術を有する職員」

例えば、花き花木の種類についての知識を有する者、維持管理についての知識及び技術を有する者、街路樹剪定士等が想定される。

3 「専門的な知識及び技術を有する職員の確保」

最終的には、執行部において判断されるものであるが、例えば、「前述の専門監に外部人材を登用すること」、「花とみどりに関する専門職を採用すること」等が想定される。

4 「専門的な知識及び技術を有する職員の（…）資質の向上」

最終的には、執行部において判断されるものであるが、例えば、「職員に対する研修の実施」等が想定される。

2 三重県花の日及び三重県街路樹の日

- (1) 花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運を醸成するため、三重県花の日及び三重県街路樹の日を設ける。
- (2) 三重県花の日は、県民の日条例（昭和 51 年三重県条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する県民の日と同一の日とし、三重県街路樹の日は、●月●日とする。
- (3) 県は、三重県花の日及び三重県街路樹の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

趣旨

本条は、花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運を醸成するため、三重県花の日及び三重県街路樹の日について定めたものである。

なお、本条では、「三重県みどりの日」ではなく「三重県街路樹の日」を設けることとしているが、その趣旨は、街路樹については、県民の接する機会が多く、また、現状として、前文で言及しているとおり、無造作に剪定され、又は伐採される街路樹が散見されることから、県民及び事業者の気運を醸成するために街路樹の日を設けることが特に必要であると考えられるためである。

解説

1 「●月●日」

2 「その趣旨にふさわしい行事」

(1) 三重県花の日

例えば、花壇のコンクールを開催すること等が想定される。

(2) 三重県街路樹の日

例えば、●●等が想定される。

3 財政上の措置

県は、花とみどりの活用の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

趣旨

本条は、条例に基づく施策を実効性をもって推進するためには一定の財政措置が必要になることから、その点を担保するため、財政上の措置について定めたものである。

第8 附則

(1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「第5 基本計画」及び「第6 三重県花とみどりの活用推進検討会議」の規定は、令和●年●月●日から施行する。

趣旨

本項は、本条例の施行期日について定めたものである。

本条例は、原則として、公布の日から施行することとしているが、「第5 基本計画」及び「第6 三重県花とみどりの活用推進検討会議」の規定については、執行部において基本計画案を策定するため、又は人員の確保若しくは組織体制の整備等の準備に一定の時間を要すると考えられることから、令和●年●月●日から施行することとしている。

(2) 準備行為
検討会議の委員の選任のために必要な行為その他の「第6 三重県花とみどりの活用推進検討会議」の規定の施行のために必要な準備行為は、「第6 三重県花とみどりの活用推進検討会議」の規定の施行の前においても行うことができる。

趣旨

「第6 三重県花とみどりの活用推進検討会議」の規定は原則的な施行日から遅れて令和●年●月●日から施行することとしているが、当該規定の施行時に、花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するためには、検討会議の委員の任命等を事前に進めておく必要があるため、「第6 三重県花とみどりの活用推進検討会議」の規定を施行する前から準備作業を行うことができるものとしている。

(3) 検討

この条例の規定については、この条例の施行後おおむね4年ごとに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

趣旨

本項は、本条例の見直しについて、規定したものである。

なお、見直しの主体については、特定の者を明示せず、議会、知事のいずれが行ってもよいものとしている。

また、見直しの時期については、議会、知事のいずれかが、その任期の内に一度は見直しを検討することが望ましいと考えることから、その任期である4年を目安としている。